

九州債権回収株式会社は、次世代育成支援対策推進法に基づいた一般事業主行動計画を次のように策定しています。

九州債権回収株式会社 行動計画

仕事と生活の調和が図れ、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の通り行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1. 所定外労働時間の削減を目的とし、現在実施中の「さわやかデー」（定時前17時退社）の実施を継続して推進する。

<施策>

- ・家庭生活の充実とゆとりある時間を増加させ、社会貢献等に寄与するため、現行の「さわやかデー」（定時前退社日）の徹底を継続して行なう。
- ・前月末迄に、スケジュール表に「さわやかデー」の表示を行うとともに、「さわやかデー」の当日は、ポスターを各部執務室内に掲示し、併せて、朝礼時に全員へ17時退社を呼びかけて徹底する。

目標2. 有給休暇の年間最低5日の取得及び制度休暇の取得を促進する。

<施策>

- ・特別有給休暇の制度休暇（夏期制度休暇・冬期制度休暇）を継続し、有給休暇（特に連続休暇）が取得しやすい環境を整備する。
- ・各休暇対象期間の取得予定スケジュールを作成するとともに、休暇取得状況を部長会等で報告する。

目標3. 子供を交通事故から守る安全運転の実施

<施策>

- ・飲酒運転の撲滅を目指し、車両運転を伴う業務の前には管理者による酒気チェックを励行し飲酒運転を排除するとともに、業務外を含めて常に安全運転意識を維持する。
- ・車両運転には最大限の注意を図るとともに車両運転ルール、マナーを徹底する。
- ・社内で取り決めた「子供を守る安全運転5つの誓い」を継続し、社員全員が閲覧する場所に掲示する。

令和3年10月1日

九州債権回収株式会社 行動計画
(改正女性活躍推進法に基づく)

職場生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、次の通り行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和3年10月1日～令和7年3月31日までの3年6か月間

2. 内容

目標.

女性の管理職育成のため、係長級の登用を1名以上行う

< 施策 >

- ・最終的には、管理職（部長級）の育成を目的とするが、行動計画の初年度にあたり、まず業務の経験と習熟に機会を与え、業務能力を向上させ、係長級の女性社員の育成を行う。

以 上